平成２４年（フ）第１０４８号
福岡市中央区薬院３丁目７番６号
債務者　武藤　孝充
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲木　真哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2511番地11クローバーマンション空港東Ⅱ302号
債務者　泉　　光明
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田久美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６３１号
福岡県糸島市荻浦597番地２
債務者　吉田　勝二
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今泉　　忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３９７号
福岡市早良区南庄１丁目16番８号
債務者　西嶋　精隆
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　知弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１２号
秋田県横手市下境字田中48番地
債務者　髙橋　貴之
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５号
岩手県一関市大東町沖田字奈良崎86番地
債務者　小山　寛美
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１０号
岩手県花巻市中根子字弐拾九茨久保28番地、前住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子86番地４
債務者　豊澤　朋弘
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第４８号
愛知県西尾市吉良町吉田宮前40番地36、前住所愛知県西尾市吉良町木田祐言30番地５
債務者　山之内　求
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
埼玉県草加市原町１丁目８番10―503号
債務者　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３号
埼玉県秩父市久那1837番地１　県営秩父久那団地１―302号室
債務者　坪井　浩美
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第４号
埼玉県秩父市荒川上田野1518番地１　コーポ上田野103
債務者　藤代　利子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２５年（フ）第１４１号
札幌市東区伏古９条５丁目２番10号　シティハイムＦ95―102号
債務者　加賀谷光一
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９号
青森県三戸郡五戸町大字切谷内字佐野上平12番地３
債務者　野村木綿子
1　決定年月日時　平成25年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３４３号
群馬県富岡市下高瀬246番地１
債務者　三田　博明
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２７号
群馬県高崎市高浜町1543番地７、住民票上の住所群馬県高崎市菅谷町116番地１
債務者　萩原　睦子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第４号
新潟県佐渡市片野尾351番地１
債務者　小坂　　登
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第９４８号
大阪府松原市西大塚２丁目１番９号、前住所大阪府松原市上田７丁目３番７号
債務者　萩　　優子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係